



平成28年10月17日

九州地方整備局

「建設業取引適正化推進月間」について

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成28年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしたのでお知らせいたします。

別添1：平成28年度「建設業取引適正化推進月間」の実施について

別添2：「建設業取引適正化推進月間」広報ポスター

問い合わせ先

九州地方整備局 TEL 092-471-6331（代表）

092-409-4201（直通）

建政部 建設産業課長

しげまつ きよし
重松 潔（内線6141）

建設産業課長補佐

かわばた たかゆき
川畑 孝幸（内線6144）

平成28年度「建設業取引適正化推進月間」の実施について

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところですが、

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成28年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」(以下「月間」という。)として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うものです。

2. 期 間

平成28年11月1日～30日

3. 主 催

九州地方整備局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県

4. 実施内容

(1)ポスターの配布・掲示等

- ① 九州地方整備局本局及び事務(管理)所、出張所にポスターの掲示を行う。
- ② 県本庁、土木事務所等及び市・区・町・村にポスターの掲示を行う。

(2)ホームページや各種媒体等を通じた広報

- ① 九州地方整備局及び各県のホームページを活用し、取引の適正化に関する普及・啓発のため、月間の取組等について広報を行う。
- ② 各県管内の各建設業関係団体に対して、月間中における取引の適正化に関する取組の周知依頼をするとともに、九州管内の各取組に関する協力依頼を行う。

(3)建設業者等を対象とした講習会等の開催

関係各団体等が主催する講習会・セミナー等において、建設業法の周知を目的とした出張講座を各県と連携して行う。特に「建設業法令遵守ガイドライン」及び「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」の重点的な周知を行うものとする。

(4)立入検査等の実施

① 大臣許可建設業者への立入検査

建設業法等の遵守、元請・下請関係の適正化のための指導を目的として実施している大臣許可建設業者への立入検査を実施する。うち、一部は国と県共同による立入検査を実施する。立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況、安全衛生経費の負担状況の確認等も併せて実施する。

② 知事許可建設業者への立入検査

建設業者の大半を占めている県知事許可建設業者を対象として、管内全ての県で県と国共同による立入検査を実施する。立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況、安全衛生経費の負担状況の確認等も併せて実施する。

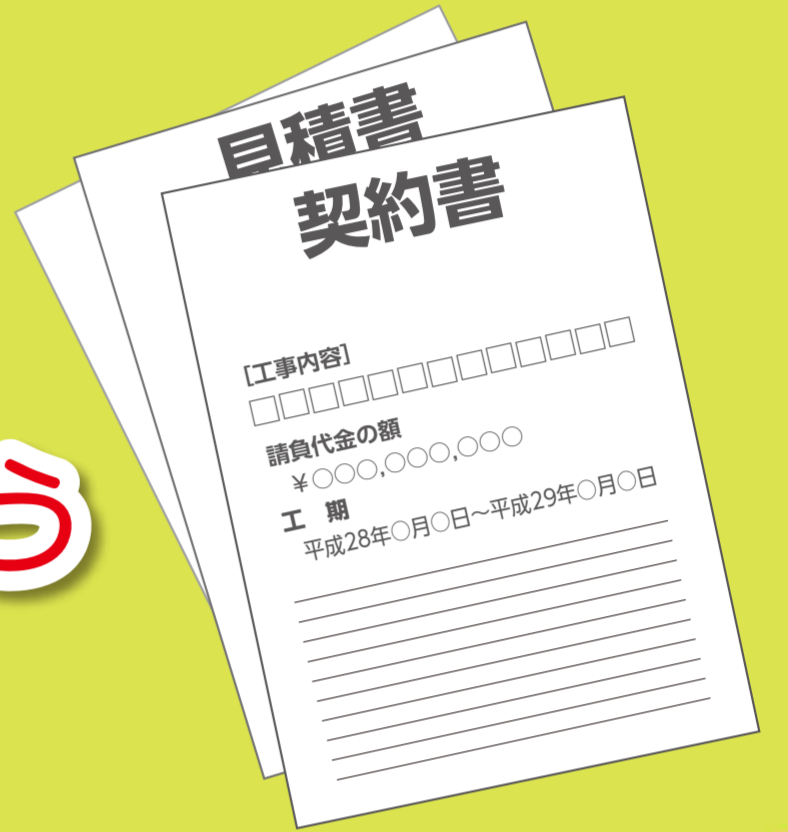
(5)下請取引適正化推進月間との連携

中小企業庁及び公正取引委員会主催の「下請取引適正化推進月間」事業と連携し、中小企業庁との合同立入検査による指導等を実施する。

みんなを守る 適正取引



契約は着工前に
書面で締結しましょう



11月1日～11月30日

11月は**建設業取引適正化推進月間**です

主催 国土交通省、都道府県

協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構